平成２３年（フ）第６２０号
札幌市豊平区水車町４丁目１番14号　川島孫三郎
債務者　清藤　美紀
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７７７号
札幌市東区東苗穂６条１丁目17番12―403号
債務者　畑野　裕子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８２７号
札幌市東区北30条東２丁目２番12号
債務者　荒谷　絢子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５５号
札幌市南区澄川３条６丁目３番３―224号
債務者　高橋　尚代（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９７号
札幌市北区北22条西５丁目２番８号　アルネットⅡ204号
債務者　伊藤　文彦
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０１２号
札幌市北区屯田４条３丁目５番12号　１Ｆ
債務者　大谷江身子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０２８号
札幌市北区拓北４条１丁目16番15号
債務者　金澤　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０８３号
札幌市白石区川下２条６丁目２番１号　水口ビル303号
債務者　川口　　望
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２号
北海道檜山郡上ノ国町字大留73番地の12
債務者　田上友紀子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第１３号
北海道檜山郡上ノ国町字新村312番地の４
債務者　北村　真美
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第１４号
北海道檜山郡江差町字南が丘７番地の223
債務者　久末　武彦
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第９３号
群馬県渋川市渋川3649番地15
債務者　飯塚　貞子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１２６号
群馬県前橋市住吉町１丁目19番６号
債務者　横田　博司
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１５３号
群馬県渋川市赤城町深山584番地
債務者　根岸　主雄
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１５５号
群馬県前橋市総社町植野985番地
債務者　水谷　秀明
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１５６号
群馬県前橋市総社町植野985番地
債務者　水谷　節子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１５７号
群馬県前橋市元総社町1582番地２　ドヌールマンション201号
債務者　関口　麻美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１６１号
群馬県前橋市南町１丁目３番９―７―101号
債務者　伊藤　由典
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　前橋地方裁判所